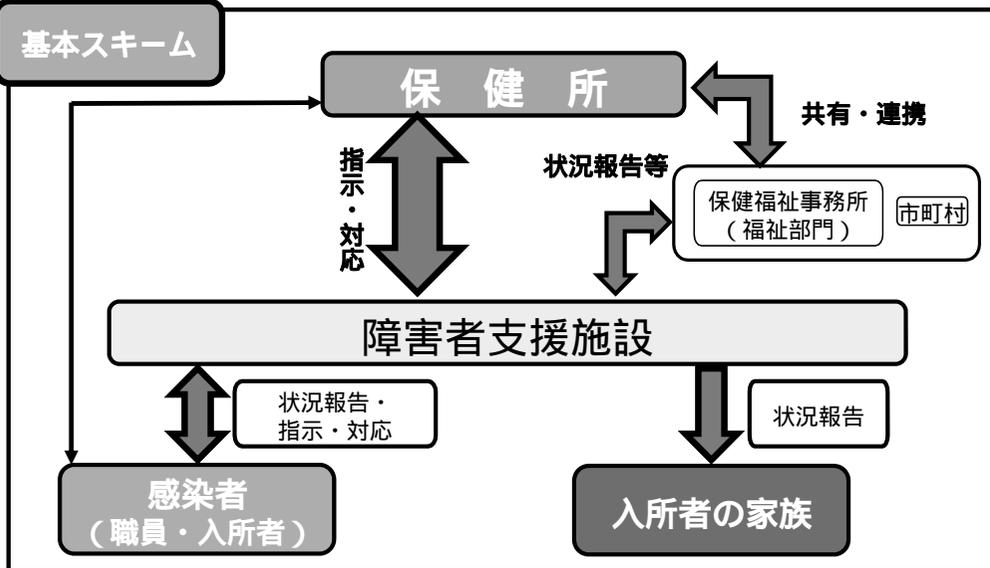


新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応例

新型コロナウイルスの感染者が発生した場合でも施設等においては、これまでの感染対策マニュアルに準じた行動をとることが基本となりますが、実際に発症者が認められた場合には、保健所の指示に従った対応が大原則となります。

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日厚生労働省事務連絡）及び「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日厚生労働省事務連絡）より対応事例を作成。

基本スキーム



感染者発生時 (初動)

保健所指示を受けながら対応

1 情報共有・報告等

<感染者>

- ・ 職員・利用者に発生した場合、施設職員は速やかに施設長に報告し、施設内で情報共有
- ・ 施設長等は、指定権者、当該者の支給決定を行う市町村、家族（身元引受人）等に報告

<感染が疑われる者>

- ・ 職員・利用者に発生した場合、施設長は帰国者・接触者相談センターへ連絡し、指示を受ける
- ・ 職員は、施設内の状況等を施設長へ速やかに報告、情報共有
- ・ 施設長等は、指定権者、当該者の支給決定を行う市町村、家族（身元引受人）等に報告

2 施設内の消毒・清掃等（消毒用エタノール・次亜塩素酸ナトリウム）

- ・ 施設等において、居室及び利用した共用スペースを消毒・清掃。手袋着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウムで拭くなどの作業を実施
- ・ 保健所指示がある場合は指示に従う

3 積極的疫学調査への協力等

<感染者>

- ・ 職員・利用者に発生した場合、施設等は保健所の指示に従い、濃厚接触者の調査等に協力
- ・ 施設等は、可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報を保健所へ提供

<感染が疑われる者>

- ・ 職員・利用者に発生した場合、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者を特定

施設の感染拡大防止対策 (対応事例)

保健所指示を受けながら対応

施設内の感染が拡大しないよう、感染者、濃厚接触者、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者との分離等に留意する。

職員

感染者

- ・ 原則入院（高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については、症状等によっては自治体の判断に従う）

濃厚接触者

- ・ 自宅待機
- ・ 職場復帰時期については、保健所指示に従う

感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者

- ・ 発熱等の症状がある場合、自宅待機
- ・ 発熱等の症状がない場合、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応

分離

分離

入所者

感染者

濃厚接触者

感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者

感染者、濃厚接触者、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者全てを同施設内で対応しなければならない状況で業務を継続する場合を想定

- ・ 原則として個室に移動、個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室に。
- ・ 個室管理ができない場合、マスク着用、ベッド間隔を2m以上あける等の対応。
- ・ 部屋を出る場合はマスクを着用し、手指衛生徹底。
- ・ 可能な限りその他利用者とは担当職員を分けて対応。
- ・ ケアに当たっては、部屋の換気を十分に実施
- ・ 職員は使い捨て手袋とマスクを着用。
- ・ 飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル等を着用。
- ・ 体温計等の器具は、可能な限り専用に。
- ・ ケアの開始時と終了時に、石けん流水による手洗い等による手指消毒を実施。手指消毒の前に顔を触らないように注意。「1ケア1手洗」等が基本。
- ・ 有症状者についてはリハビリテーション等は実施しない。
- ・ 無症状者については、手指消毒を徹底した上で、職員は使い捨て手袋とマスクを着用し個室等において、実施も可能。